

宮津市公報

令和3年3月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

7 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（第2旭が丘自治会）	1
8 市道路線の供用開始	1
9 行旅死亡人に関する告示	1
10 予防接種法に基づく定期の予防接種の告示事項の変更	2
11 個人市民税の申告期限の延長	3
12 宮津市議会定例会の招集	3
13 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（長江自治会）	3
14 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（鶴賀自治会）	4
15 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（里波見自治会）	4
16 宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱	4

公 告

4 公示送達	5
5 宮津市森林整備計画の案の縦覧	5
6 宮津市営住宅の入居者の公募	6
7 農用地利用集積計画の縦覧	6

水 道 企 業

《上下水道告示》

1 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	7
2 宮津市指定給水装置工事業者の指定	7

教 育 委 員 会

《告 示》

2 宮津市教育委員会定例会の招集	7
3 宮津市教育委員会臨時会の招集	7

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

1 有権者総数の50分の1の数	8
2 有権者総数の3分の1の数	8
3 有権者総数の6分の1の数	8

農 業 委 員 会

《告 示》

2 宮津市農業委員会定例総会の招集	8
-------------------	---

告 示

宮津市告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成24年 4 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 第 2 旭が丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 宮津市字宮村1496番地
氏名 北 仲 篤
- 3 変更年月日 令和 2 年 5 月 1 日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和 3 年 2 月 2 日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟 3 階）において、令和 3 年 2 月 12 日から令和 3 年 2 月 26 日まで縦覧に供する。
令和 3 年 2 月 12 日

宮津市長 城 崎 雅 文

路 線 名	供用の開始区間	供用開始の期日
松原八幡	宮津市字宮村小字辻町1119-1地内 (宮津市字宮村小字辻町1119-2地先から 宮津市字宮村小字辻町1119-5地先まで)	令和 3 年 2 月 12 日

* * *

宮津市告示第 9 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 9 条の規定により、次のとおり告示する。
令和 3 年 2 月 15 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 死亡人の本籍又は住所 | 不詳 |
| 2 死亡人の氏名 | 不詳 |
| 3 年齢 | 30歳以上と推定 |
| 4 性別 | 不詳 |
| 5 死亡の日時 | 死後 3 年以上と推定 |
| 6 発見場所 | 宮津市字由良1378番地から北西方約60メートルの砂浜 |
| 7 死亡の原因 | 不詳 |
| 8 発見日時 | 令和 2 年 11 月 30 日 午前 6 時 55 分 ごろ |
| 9 着衣及び所持品 | なし |

- 10 人相、性格又は特徴 頭蓋骨の一部
- 11 死体処理 令和3年2月5日午後1時に宮津警察署から引渡しを受け、同日、宮津市斎場にて火葬に付し、遺骨は宮津市宇金屋谷886番地の経王寺にて保管。
- 12 問い合わせ先 宮津市健康福祉部社会福祉課保護係
電話番号 0772-45-1623

* * *

宮津市告示第10号

令和2年4月1日付け宮津市告示第44号から第52号までで告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により告示する。

令和3年2月15日

宮津市長 城崎雅文

1 変更があった事項及びその内容

- (1) 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所の追加
(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加 (四種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	第1期初回・追加 (三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風)	第2期 (二種混合：ジフテリア・破傷風)	不活化ポリオ
上川 浩美	養老診療所	○	○	○	○

(麻しん・風しん)

検査・接種医師の氏名	抗体検査・予防接種を行う場所	抗体検査	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第5期
上川 浩美	養老診療所	○	○	○

(日本脳炎)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
上川 浩美	養老診療所	○	○

(ヒブ感染症)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
上川 浩美	養老診療所

(小児の肺炎球菌感染症)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
上川 浩美	養老診療所

(子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)ワクチン)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
上川 浩美	養老診療所

(水痘)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
上川 浩美	養老診療所

(B型肝炎)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
上川 浩美	養老診療所

(高齢者の肺炎球菌感染症)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
上川 浩美	養老診療所

2 変更年月日 令和3年1月1日

_____ * * * _____

宮津市告示第11号

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）第17条の2第1項の規定により、令和3年度と同条例第37条の2第1項、第4項、第5項及び第8項の規定による個人の市民税の申告の期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

_____ * * * _____

宮津市告示第12号

令和3年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月17日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 期 日 令和3年2月24日

2 場 所 宮津市議会議事堂

_____ * * * _____

宮津市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 長江自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 宮津市字長江946番地

氏名 向 仲 達 哉

- 3 変更年月日 令和3年2月14日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年2月19日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 宮津市字鶴賀2057番地の29
氏名 伊藤喜洋
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年2月22日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 宮津市里波見552番地
氏名 大門律雄
- 3 変更年月日 令和3年2月14日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年2月26日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第16号

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年2月26日

宮津市長 城崎雅文

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成27年告示第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以下同じ。）」の次に「、認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）」を加え、「認定農業者に」を「又は認定新規就農者に」に改める。

第3条第1号中「(認定農業者)」の次に「、認定新規就農者」を加え、「認定農業者に」を「これら

に」に改める。

別表第 1 備考中「別表第 2 の」の次に「1 の項及び 3 の項から 5 の項までの」を加える。

別表第 2 の表を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条関係)

加算措置の種類	地目	10アール当たりの交付単価
1 棚田地域振興活動加算（実施要領第 6 の 3 の (2) のイの (ア) に規定する棚田地域振興活動加算をいう。）	田	10,000円
	畑	10,000円
2 超急傾斜農地保全管理加算（実施要領第 6 の 3 の (2) のイの (イ) に規定する超急傾斜農地保全管理加算をいう。）	田	6,000円
	畑	6,000円
3 集落協定広域化加算（実施要領第 6 の 3 の (2) のイの (ウ) に規定する集落協定広域化加算をいう。）	田	3,000円
	畑	3,000円
	草地	3,000円
	採草放牧地	3,000円
4 集落機能強化加算（実施要領第 6 の 3 の (2) のイの (エ) に規定する集落機能強化加算をいう。）	田	3,000円
	畑	3,000円
	草地	3,000円
	採草放牧地	3,000円
5 生産性向上加算（実施要領第 6 の 3 の (2) のイの (オ) に規定する生産性向上加算をいう。）	田	3,000円
	畑	3,000円
	草地	3,000円
	採草放牧地	3,000円

備考

- 1 同一の対象農用地について、この表の 1 の項の規定による加算とこの表の 2 の項、4 の項又は 5 の項の規定による加算とは、重複して行わない。
- 2 同一の取組を対象として、同一の対象農用地について複数の加算を行わない。
- 3 同一の年度に、同一の加算を複数回行わない。
- 4 同一の対象農用地について複数の加算を行う場合の交付単価は、いずれか一の加算を除き、この表に定める交付単価からそれぞれ 1,000円を減じた額とする。
- 5 この表の 3 の項から 5 の項までの規定による加算を行う場合の加算額は、一の年度につきそれぞれ 200万円を上限とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和 2 年度分の交付金から適用する。

公 告

宮津市公告第 4 号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 2 月 2 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第 5 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により宮津市森林整備計画を樹立したい

ので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供します。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和3年2月5日

宮津市長 城崎雅文

記

1 縦覧の期間

令和3年2月5日から令和3年3月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

* * *

宮津市公告第6号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和3年2月19日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
タヶ丘	宮津市字須津	23,900~47,000	1	2DK
タヶ丘	宮津市字須津	27,600~54,300	1	3DK
東波路	宮津市字波路	22,000~43,400	3	3DK
宮村上	宮津市字宮村	25,800~50,700	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	14,400~32,400	3	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民部市民課市民窓口係(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和3年3月1日(月)から令和3年3月15日(月)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 令和3年4月23日(予定)

* * *

宮津市公告第7号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画(令和3年2月9日付け宮農委第53号通知分)を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年2月19日

宮津市長 城崎雅文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和 3 年 2 月 19 日
至 令和 3 年 3 月 5 日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

水 道 企 業

《告 示》

宮津市上下水道告示第 1 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第 16 条の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 9 日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第 127 号

- (1) 名 称（変更前） 石川設備
（変更後） 株式会社 石川設備

* * *

宮津市上下水道告示第 2 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 10 年水管規程第 2 号）第 10 条の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 19 日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第 S21143 号

- (1) 名 称 株式会社 野村設備工業所
- (2) 所在地 京丹後市網野町小浜 156 番地
- (3) 代表者 代表取締役 野 村 厚 吏
- (4) 令和 3 年 2 月 19 日から令和 8 年 2 月 18 日まで

教 育 委 員 会

宮津市教育委員会告示第 2 号

令和 3 年第 2 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 16 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 18 日（木）午前 9 時 00 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

* * *

宮津市教育委員会告示第 3 号

令和 3 年第 3 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 25 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 26 日（金）午前 9 時 00 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

304人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第2号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

5,062人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2,531人

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年2月2日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和3年2月9日（火）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市中央公民館（みやづ歴史の館） 3階 大会議室
- 3 議 題

- 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について
- 議案第7号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第8号 宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程の制定について